

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I 教育研究等の質の向上の状況 (Ⅲ) その他の目標 (2) 附属病院に関する目標</p> <p>【原文】 ・ 診療科に対してマニフェストを提出させて、病院長ヒアリングを行い、<u>診療科の目標・問題点を把握している。</u></p> <p><u>平成16～19年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。</u></p> <p>○ 運営面 ・ <u>病院長による診療科ヒアリング等を実施しているが、病院長のリーダーシップの下、さらなる効率的な病院運営が求められる。</u></p> <p>【申立内容】 「課題がある」とされた事項について削除し、「注目される」とされた事項の一部を【修正文案】のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 ・ <u>診療科に対してマニフェストを提出させて、病院長ヒアリングを行い、各診療科に対しマニフェスト達成度に基づく経済的支援を行うなど診療内容、経営意識の向上を図っている。なお、病院長のリーダーシップの下、さらなる効率的な病院運営が期待される。</u></p> <p>【理由】 教育研究の質の向上の状況に関する特記事項（実績報告書P122、右段上）に記載の</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p> <p>以上の修正に基づき、注目される事項のうち、「運営面」の事項の一部を下記のとおり修正する。</p> <p>○ 運営面 『・診療科に対してマニフェストを提出させて、病院長ヒアリングを行い、<u>各診療科に対しマニフェスト達成度に基づく経済的支援を行うなど診療内容、経営意識の向上を図っているが、病院長のリーダーシップの下、さらなる効率的な病院運営が期待される。</u>』</p>

とおりに、病院長・副病院長を中心に平成18年度から診療科マニフェストに対するヒアリングを実施し、各診療科の目標・問題点を確認するとともに、マニフェスト達成度により診療科に経済的支援を行うこととし、基礎配分とマニフェスト達成度による追加配分を行っている。

また、19年度評価・中期目標期間評価に係る実績報告書の審査において、文部科学省高等教育局医学教育課から照会のあった附属病院に関する質問事項に対する回答として提出した参考資料9に示すとおり、平成19年度診療科マニフェストの達成度に基づき、評価区分毎に追加配分額を決定（A:150万円、B:100万円、C:50万円）・配分しており、診療内容、経営意識の向上を図っている。

さらに、実績報告書P113の【167】及び教育研究の質の向上の状況に関する特記事項（実績報告書P122、左段下）に記載のとおり、経営改善プロジェクトにより毎月经費執行状況及び増収プランの進捗状況の審議を行うとともに、診療材料に係る価格交渉支援及び関連コンサルティング業務の請負契約を行い、診療材料費を2,400万円節減した結果、平成19年度の附属病院収入は、平成18年度比3%増（平成16年度比約9.8%増）の116億7,606万円となり大幅な増収となっている。

加えて、実績報告書P112の【165-2】に記載のとおり、病院長による病院職員定数の統括では、病院助教任用制度を策定し、病院助教に関する運用方針、配置定員数を決定しており、附属病院大学教員の適正配置を実施している。

本評価結果では、注目される事項として「診療科に対してマニフェストを提出させて、病院長ヒアリングを行い、診療科の目標・問題点を把握している。」が挙げられているが、当該マニフェストの達成度に応じた資源配分を平成18年度から実施してい

ること及び上記の取組等が病院長のリーダーシップの下に実施され、増収・節減に繋がっていることを鑑みると、効率的な病院運営について「課題がある」との評価には相当しないと考え、【修正文案】のとおり変更願いたい。

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

国立大学法人香川大学

法人番号：73

学部・研究科等番号・名称： 4・医学部・医学系研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 Ⅱ 質の向上度 1. 質の向上度</p> <p>【原文】 <u>改善、向上しているとは言えない</u> <u>当該組織から示された事例は4件であり、その中で「改善、向上しているとは言えない」と判断された事例があった。</u> <u>該当する事例の判断理由は以下のとおりである。</u> <u>○「研究組織および支援体制の整備」については、平成15年に研究科の機能的再編が実施されたが、その具体的な目標、またこの4年間でそれらの目標がどこまで達成されたのかが明らかでない。以上のことから、改善、向上しているとは言えないと判断される。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 <u>相応に改善、向上している</u> <u>当該組織から示された事例は4件であり、そのすべてが、「大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している」または「相応に改善、向上している」と判断された。</u></p> <p>【理由】 「Ⅲ 質の向上の判断」についての事例1「研究組織および支援体制の整備」に記載されている平成15年に研究科の機能的再編を実施したことにより、事例2「糖質バイオクラスター創成事業」、事例3「コン</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 申立ての内容は、「研究組織および支援体制の整備」についての意見ではなく、他の3事例の成果を説明しており、該当事例の目標達成等について説明されていないため。</p>

フォメーション病の治療を目指すバイオシグナル創薬研究」、事例 4 「組織内レニン・アンジオテンシン・アルドステロン系をターゲットとした、2 型糖尿病性腎症に対する治療戦略の確立」において記載しているとおり、下記の具体的な目標及び 4 年間でそれらの目標がどこまで達成されたのかを明らかにしている。

具体的な目標については各事例に記載しているとおり、「産学官連携の質の向上」(事例 2)、「基礎研究の質の向上」(事例 3) 及び「トランスレーショナルリサーチの発展」(事例 4)である。

4 年間でそれらの目標がどこまで達成されたのかについては、「産学官連携の質の向上」の目標について、事例 2 において「生理活性やその作用メカニズムも解明が進み、特定保健用食品、医薬品、医薬部外品としての応用の可能性を示すことができ、具体的に幾つかの企業との連携での開発も進み産学官連携の仕組みを作った。これらの研究成果を集約し世界に発信すべく、国際希少糖学会を香川大学を本部として設立し、国際シンポジウムを香川において 3 度開催した」、「定期的に糖鎖生物学・糖鎖工学に関するセミナーやシンポジウムを開催することで積極的に国内外の研究者とも広く交流を深め、さらに学部学生や院生の教育研究にも役立てた」と明らかにしている。

「基礎研究の質の向上」の目標については、事例 3 において「細胞内情報伝達分子の機能を調節する低分子化合物を創製し、これらを用いることにより情報伝達分子の作用メカニズムを解明し、生理機能の解明を行ってきた。本研究において、タンパク質リン酸化酵素、カルシウム受容タンパク質などの細胞内情報伝達分子を標的とした阻害薬 (すなわち、分子標的薬) の開発とその合理的設計法の確立を目指し成果を挙げた」と明らかにしている。

<p>「トランスレーショナルリサーチの発展」の目標については、事例 4 において「組織内レニン・アンジオテンシン・アルドステロン系をターゲットとした、2 型糖尿病性腎症の治療の研究を実施し、新しい概念の治療戦略を確立した」と明らかにしている。</p> <p>以上のことから、「改善、向上しているとはいえない」には相当しないと考え、【修正文案】のとおり変更願いたい。</p>	
--	--